

監査要点：資産管理の適正性

- ① 試薬品及びガラス器具等については購入時に費用処理をしているが、実際には平成14年3月末で18万円余の在庫があった。利用価値のある物品については資産計上することも検討されるべきである。【意見】
- ② その一方で、利用価値のない在庫については廃棄処理をすべきである。【指摘】
- ③ 物品の適正な管理を実施するためには、受払管理簿の記載統一、実地棚卸の徹底等必要な施策をとること、特に毒物・劇物等その性質上慎重な管理を要するものについては、実地棚卸の回数を別途考慮することが必要である。【指摘】
- ④ 管理簿の記載状況の検証及び実地棚卸の実施状況等を検証していくために、内部管理規定を作成すべきである。【指摘】

現在、委託業者が在庫数量を勘案して、各処理場毎に発注しているが、購入コストの削減、適正在庫の観点から、共通する品目については各処理区をまとめた共同発注や適時発注を考慮してもよい。【意見】

- ① 下水道公社が管理を委託されている備品のなかに、使用可能性のないものがある。適正な手続きのもと、廃棄すべきである。【指摘】
- ② 各県民局下水道部において、備品管理システムを構築したにも拘わらず、同システムの運用が適正になされていない。システムによって管理されている備品の信憑性を検証する必要がある。【指摘】

- ① 貯蔵品及び未使用消耗品の定義を定め、該当するものについては資産計上することとしました。
- ② 在庫の見直しを行い、利用価値のないものについては随時廃棄手続きをとることとしました。
- ③ 受払管理簿について様式を統一し、年2回定期的に確認するようマニュアルを改定し、定期棚卸を実施するとともに、その履行については内部監査を実施しました。また、毒物・劇物については、管理者以外払い出しができないよう施設管理しています。
- ④ 試薬及び消耗品等在庫管理に関する内部管理規程である「水質試験用試薬及び消耗品在庫調査実施要領」を改正し適切に管理を行いました。

次亜塩素酸ソーダといった各センターでの共通の使用物は、共同発注しました。また、今後可能なものについては共同発注していきます。なお、発注については、在庫管理を考慮し適時発注としました。

- ① 備品の保管管理者、保管場所を明確にできるように管理台帳の様式を改定し、使用不可能な備品の廃棄を行いました。
 - ② 浄化センター内各建物に備品が分散しているため、無償貸与している備品について再調査を行い保管場所一覧表を作成し、保管場所を明確にしたうえで備品管理を行うこととしました。
- また、毎年度、保管場所一覧表と現物を照合することとしました。

監査要点：修繕費支出の適正性

- ① 下水道施設の維持・管理に関する役割分担等は三重県と下水道公社との間で平成13年10月に取り決められているが、同時に定められた修繕工事か改築工事かの区分は明確さに欠ける。公営企業の経理手引にある「修繕費支弁基準」等を参考として、取り扱いの細則やマニュアルを整備しておく必要である。【意見】
- ② 下水道施設の修繕は当該施設の維持管理を委託している下水道公社にとって主要な業務の一つであると思われる。そのためには、修繕工事の内容、履歴を示す修繕に関する管理台帳の整備が必要である。【指摘】
- ③ 下水道本部が入居する土地・建物に関し、三重県との間に賃貸借契約が締結されていない。公有財産の使用状況及び施設等に係る責任の範囲を明確にするため、契約を結ぶ必要がある。【指摘】

平成13年度に定めた修繕と改築の区分について、「修繕費支弁基準」(公営企業の経理の手引き)を参考に区分をしています。

- また、判別のつき難い事案が生じた場合は、その都度、下水道、下水道部、下水道公社で組織した「維持管理検討委員会」で協議し、事例集として整理していきます。
- ② 従来から施設台帳として管理していた下水道台帳に修繕履歴を記載するよう改めました。
- ③ 三重県と下水道公社との間で、平成15年4月1日に公社本部の入居する土地・建物に関して、使用貸借契約を締結しました。

4. 監査の結果に添えて出す意見

下水道公社の運営に関する一考察
 下水道公社の設立目的は、第2監査対象の全体概要の4. 財団法人三重県下水道公社の概要に記載のとおりであるが、当該目的を進めるには、三重県下水道公社の概要に記載のとおりであるが、当該目的を進めるには、三重県

・派遣職員の絶対数の多さが、プロパー職員のモラル低下を招く恐れ(プロパー職員の給与が派遣職員よりも1号俸低い)があることについては、県の外郭団体すべてにかかると問題であり、下水道公社もその基準により

重県及び各市町村との密接な協力関係が必要である。また、総事業費は三重県からの委託料収入により限定して支弁されていることが、下水道公社の効率的運営の大きな阻害要因となっている。

- ・県派遣職員の数が多いが、プロパー職員のモラル低下を招く恐れがある。
- ・下水道公社所有の不動産が無いことから、資産管理意識の希薄化をもたらす。
- ・基本財産が脆弱であるため啓発活動も充分に行っていないと言われている。上記問題の解決策として、以下の対策が考えられる。
- ・県派遣職員からプロパー職員へ切り替え、同時に民間企業の業績分配の思考を導入し、職員全体のモチベーションを高める。
- ・長期的には、県の所有する下水道用地、施設等の物的資産を下水道公社に移譲し、公益法人会計を適用し、県民に対し、より明瞭にディスプレイする方策を探る。
- ・当面、啓発活動については県からの出資を仰ぐ。

下水道公社の今後の運営につき真摯に検討すべき時期に入っている。

下水道公社での修繕計画と修繕引当金については
 北部浄化センター及び雲出川左岸浄化センターの中長期修繕計画によれば、平成14年度以降、修繕費の見込み額は遡増している。資産を所有していない下水道公社では対象とならないが、資産の所有者である三重県において、企業会計方式による財務諸表を作成する際には、財務の健全性といった観点から修繕引当金を計上することにつき、検討することが必要である。

市町村負担金の考察
 官庁会計方式ではコスト計算に含まれない退職給与引当金繰入及び減価償却の概念を織り込んだ企業会計方式によりコスト計算を試算したところ、負担金収入との差額は4処理区合計で608百万円(平成13年度単年度ベース)のマイナースとなった。
 退職給与引当金繰入額及び減価償却費も全額受益者負担であるとの考えに立てば、同額の負担金収入が不足していることとなる。県(県民全体)と市町村(受益者)との負担区分を明確にしていくことが長期的課題である。

給与を定めており、現状では制度的にやむを得ないものと考えています。が、モラルの低下を招かないよう研修を充実させるなど職場環境の整備に努めています。

- ・公社職員は、修繕記録等の管理台帳を作成し補修管理を行い、資産管理の希薄化をもちたらないよう努めています。
- ・啓発活動については、昨今の低金利の状況下で基本財産の果実が少ないことから、公社が正味財産として所有している「普及啓発積立金」を活用し、限られた予算でも効果的な啓発を行うため、ホームページの活用や、環境フェアといった県や市町村主催のイベントに出展して下水道の必要性をPRしています。
- ・職員のモチベーションを高めるため、プロパー職員への切り替えや業績分配の導入については制度的な課題が多く困難なことから、公社の運営等に関する提案制度の導入や研修の充実を行っています。
- ・県有資産の公社への移譲は、関係諸機関や諸法令のクリア等困難な問題が多く、長期的な課題と考えます。また、ディスプレイ等については、投下資本の源泉について調査を行い、平成15年度中をめどに貸借対照表、損益計算書を作成を行っています。
- ・流域下水道を管理している下水道公社の運営については、平成15年6月の地方自治法の改正により公の施設の管理について指定管理者制度が創設(平成15年9月2日施行)されたことから、国土交通省において下水道事業における運用等について検討をしているところであり、国の動きを把握しながら検討していきます。

流域下水道事業特別会計は企業会計を採用していないため、現状では修繕引当金を計上することは困難ですが、将来企業会計を採用する場合には、修繕引当金の計上について検討します。

流域下水道の整備に伴い公共用水域の水質保全が図られることから、県(県民全体)に負担すべき部分と市町村(受益者)が負担すべき部分があると考えられています。
 負担区分の明確化については、下水道事業の公益と受益の考え方を整理しながら、流域関連市町村等と長期的な視点に立って検討していきます。

備考	対応結果	テーマ・区分・内容
	<p>① 水産振興事業団では、平成15年度から明確な基準に基づき負担金の徴収を行っており、平成16年度以降も引き続き公平性の確保に努めるよう指導します。</p> <p>② 水産振興事業団では、平成15年度から会計処理規程に納期限を定め、収納管理を行っております。平成16年度以降も引き続き計画的な管理を実施するよう指導します。</p>	<p>① 負担額と実収入金額との間に差額が発生している原因は負担先各市町村の予算処置に応じた徴収によるものであるが、放流事業の公共性といった観点からは公正性の確保及び収支の改善といった意識をもつべきである。【指摘】</p> <p>② 負担金の収納について納期限を定めていない。短期借入金によって運用資金を賅っている現状からは、納期限を定めかつ収納管理を実施することによって資金計画、経営計画の策定に役立てることが必要である。【指摘】</p>
	<p>① ③④ 事業費について過不足が生じた場合は、団体の経営責任において処理する標準算定方式を導入してまいります。標準算定に変更が生じる場合には、変更協議書の提出を求めており、この協議によって積算資料との対比を行うことで、変更の合理性の検証を行っております。</p> <p>② 水産振興事業団では、平成15年度から消耗品の予算超過に対し、需用費内の他の科目予算からの流用に関して理事長の承認を得ています。平成16年度以降も引き続き当該予算流用にあたっては、理事長承認を得るよう指導します。</p>	<p>① 補助金変更申請書には、現在、変更事由を明確に記載する箇所がないが、変更の合理性を検証できるような書式に改め、所管部署においても検討の結果を残すことが必要である。【意見】</p> <p>② 消耗品の予算超過に対し、需用費内の他の科目予算からの流用がなされ、当該予算の承認がなされた。規定上からも理事長承認は必要であり、現行実務が認めらるべきである。【指摘】</p> <p>③ 現行の補助事業等実績報告書は、積算資料等との対比ができず、所管部署の事後調査に役立っていない。実績報告書としての有用性を高めるためにも記載様式を改善すべきである。【指摘】</p> <p>④ 所管部署の事後調査に補助金の有効性といった観点からの検討を取り入れるべきである。また、調査結果の次年度への活用も考えるべきである。【指摘】</p>

III. (財)三重県水産振興事業団の出納その他の事務の執行について

監査要点：三重県からの出納金が、効率的かつ安全に運用され、現在もその価値が保全されているか。

平成13年度末現在、基本財産等の総額の83%にも上る資金(4,567百万円)を三重県信用漁業共同組合連合会の定期預金に集中させていたことは、ペイオフに対するリスク管理が不十分であったと言える。但し、平成14年度には「基本財産等運用方針」に基づき運用資産の分散化が図られている。今後、ペイオフ対策計画に従い、適切な資産運用を進めていくことが望まれる。【意見】

監査要点：各諸団体からの負担金収入について、有効な収納管理がなされているか。